

## ヴィアティン三重支援持株会 入会申込書

次の内容を確認の上、□に必ず☑印をお願いします。

持株会規約を確認し、同意いたします。

持株会に入会の申し込みを行います。

	お申込日	年	月	日
申込区分	<input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人			
ふりがな			@	
氏名 又は 法人 団体名	印	メールアドレス		
所在地・住所	〒			
TEL FAX	-	-	携帯	-
性別 ※個人の場合	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性		生年月日	年 月 日( 歳)
出資種別	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 増口		お申込口数	1口/10,000円 : _____ 口( _____ 円)
ご質問・ご要望をご記入ください。				
※ご記入頂いた情報は、持株会の管理、郵送物発送のみに利用いたします。				

<持株会規約(一部抜粋)>

第3条(目的)

本会は、個人、団体及び法人から広く資金を募り、会社へ出資することにより、会社が保有・運営するプロサッカーチーム・ヴィアティン三重を積極的に支援する。またヴィアティン三重が市民に愛され、Jリーグの理念に沿い、地域におけるスポーツ文化の振興に貢献する活動を推進できるよう援助を行う。

第6条(入会)

1. 本会に入会を希望する個人、団体及び法人は、理事長宛に所定の入会申込書を提出し、理事長の承認を受けなければならない。
2. 入会を承認された会員は、申し込み口数に応じた金銭を本会へ拠出することにより、本会に入会することができる。
3. 第1項及び第2項をもって、会員間の組合契約(民法第667条第1項)の締結があったものとみなす。

第10条(配当金等の取扱)

前条により理事長に信託された株式(以下、「信託株式」という)にかかわる配当金、中間配当金、分割株式等の果実は、信託財産に帰属し、会員には分配されない。

第13条(持分の譲渡・担保)

1. 会員は、前条により登録された自己の持分に関する権利を、理事長の承認を受けた場合に限り、第三者に譲渡することができる。ただし、第三者は第5条に定める会員資格を有するものとする。
2. 会員が自己の株式持分を譲渡する場合は、本会が定める指定の様式にしたがい、譲渡承認に関する書類を提出し、理事長の承認を受けなければならない。
3. 会員が持分の全部を他に譲渡した場合は、自動的に退会するものとする。なお、会員はやむを得ない事由があるときは退会することができる。その場合、自己の株式持分を他に譲渡する方法によるものとする。
4. 会員は、前条により登録された自己の持分に関する権利を担保に供することはできない。

入会ご希望の方は、必要事項をご記入の上、下記事務局あてに郵送していただけますようお願いいたします。

備考
----

事務局 使用欄	
受理日付印	責任者印
/	/

〒511-0838 三重県桑名市和泉680 株式会社ヴィアティン三重ファミリークラブ内 支援持株会 事務局
---